

山 L P 協第 59 号

平成 28 年 6 月 24 日

会 員 各 位

(一社) 山口県 L P ガス協会

会 長 福 田 誠 (印略)

液石法等の運用及び解釈についての一部改正について

このことについて、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

(主な改正事項)

1 調査における不在時対応（法第 34 条関係）

調査のために 3 回以上訪問したが不在により実施できなかった場合は、一般消費者等による「調査拒否」として取り扱う。（液化石油ガス法とガス事業法の整合化）

2 一部承継時の供給設備点検、消費設備調査及び周知の取扱い（規則第 36 条、第 37 条及び第 38 条関係）

他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部だけでなく、一部を承継したときも「供給開始時」には該当せず、再度の点検・調査・周知を求めない。（同上）

3 需要家が不在である場合の保安機関の報告内容等（規則第 132 条関係）

(1) 1 の改正を踏まえ、「保安業務実施状況報告」のフォーマットを改正し「調査を拒否した一般消費者等の数」や「不在一般消費者等の数」の記入欄を設ける。（同上）

(2) 保安機関が、認可を受けずに認められた一般消費者等の数の範囲を超えて保安業務を受託し、又は自ら行っている事例が散見されるため、(1) の改正に合わせ、「保安業務実施状況報告」に「保安業務計画書に記載した数」及び「保安業務を行うべき数」の欄を追加。

全 L 協保安 28 第 21 号
平成 28 年 6 月 20 日

正 会 員 各 位

(一社) 全国 L P ガス協会

液石法等の運用及び解釈についての一部改正について（お願い）

標記につきまして、平成 28 年 4 月 21 日付け全 L 協保安 28 第 12 号により意見募集について、また、5 月 9 日付けで全 L 協が提出した意見についてお知らせしたところです。

この度、別添のとおり 6 月 8 日付けで経産省より改正・施行について通知及び周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また直接会員におかれましては、営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願ひいたします。

今回の改正の中で、全 L 協等が意見提出した供給設備点検の不在処理（3 回不在）は含まれておりません。

なお、意見募集時との変更内容は下記のとおりです。

記

○ 意見募集時との変更内容

- ・新旧対照表 1 ページ下から 5 行目に「消費設備の調査に係る」という文言を追加
- ・新旧対照表 5 ページの表中 3. 定期供給設備点検の欄に「うち拒否数 戸（ 戸）」の項目を追加

○ 一部改正について掲載されているホームページ（経産省ホームページ内）

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/hourei.html#280608

以 上

発信手段： E メール
保安部：内倉、渡辺、片岡

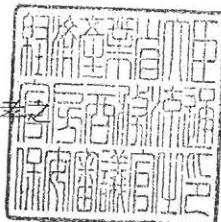
別添

経済産業省

20160524 商局第 2 号
平成 28 年 6 月 8 日

一般社団法人全国 L P ガス協会
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部改正について

上記の件について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（2014年9月1日商局第3号）の一部を別紙のとおり改正したので通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。



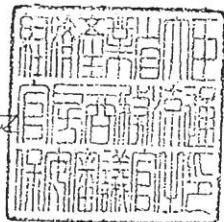
経済産業省

20160524 商局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月8日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成28年6月8日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規程による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第132条（報告）関係の規定による保安業務実施状況報告は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度について適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

○別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び解釈について（20140901 商局第3号）の一部改正 新旧対照部分）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第 34 条（保安機関の業務等）関係	第 34 条（保安機関の業務等）関係
1. (略)	1. (略)
2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入りることができないときは、その所有者又は占有者の承諾を得ること」としていなかった。」とされたところを、「業務用施設（以下「業務用施設」という。）における供給設備又は消費設備の実施に係る販売事業者には、保安機関は、当該一般消費者等に係る販売事業者は当該一般消費者等から承諾が得られるよう努めること。	2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入りることができないときは、その所有者又は占有者の承諾を得ること」としていなかった。」とされたところを、「業務用施設（以下「業務用施設」という。）における供給設備又は消費設備の実施に係る販売事業者には、保安機関は、当該一般消費者等に係る販売事業者は当該一般消費者等から承諾が得られるよう努めること。 その結果なお点検調査に応じない場合にあっては、当該業務用施設の所在地を管轄する都道府県知事に連絡するよう促すことを、当該連絡を受けた都道府県知事は、必要に応じ、当該一般消費者等に対し、供給設備又は消費設備の点検調査に応じるよう指導されたい。

改正案	現行
なお、各都道府県知事は、保安機関に対して、一般消費者等にあらかじめ点検調査の日時を連絡したり、一般消費者等の都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行なうなど、訪問時に不在である確率を減らすよう指導されたい。	
4. (略)	3. (略)

○別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第 36 条 (供給設備の点検の方法) 関係	第 36 条 (供給設備の点検の方法) 関係
1. 第 1 項第 1 号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。	1. 第 1 項第 1 号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。
また、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。 また、液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、工事終了後、規則第 18 条第 9 号に規定する気密試験を実施して合格した供給設備を用いて、直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。 さらに、「充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月 1 回以上行われる場合にあっては毎月 1 回以上）」が毎月 1 回以上行われる場合は別に月 1 回の検針時をもつて点検を実施しても差支えない。	液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、その終了後規則第 18 条第 9 号の規定により気密試験を実施し合格した供給設備により直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。 「充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月 1 回以上行われる場合にあっては毎月 1 回以上）」は、容器交換時とは別に月 1 回の検針時をもつて点検を実施しても差支えない。
第 37 条 (消費設備の調査の方法) 関係	第 37 条 (消費設備の調査の方法) 関係
1. 第 1 号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。 また、同欄中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すところ。	1. 第 1 号表中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すことをする。
2. ~ 4. (略)	2. ~ 4. (略)
第 38 条 (周知の方法) 関係	第 38 条 (周知の方法) 関係
1. 「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を	(新設)

改正案	現行
<p><u>開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらな いこととする。</u></p> <p>2. ~ 5. (略)</p>	<p>1. ~ 4. (略)</p>

改正案

第 132 条（報告）関係

提出書類
保安業務実施状況報告
様式2

様式2

現行
第 132 条（報告）関係

監査

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名、
認定番号
住所

法定監査ガスの保安の概況及び取扱い適性に照査する法規監査規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2. 保安業務実施状況

事業所の名稱

事業所の所在地

保安業務資格者の数 人

保安業務の区分 人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準的な範囲）を定める告示第9号通商産業省告示第122号 第2条第1項又は第2項に規定する数

保安業務実施状況に記載した数 保安業務を行なへた数

当該事業年度に保安業務を実施した数

1. 供給開始時点後・調査

2. 容器交換等供給設備点検

3. 定期供給設備点検

4. 定期消費設備點検

5. 調査

6. 緊急時対応

7. 緊急時連絡

3. 变更よりは構成員の変更の内容

変更の内容

変更の内容

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1. 定期消費設備點検の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は休憩のため不在日におけるが、不在日調査が実施できない、被消費者等の数を記載すること。

2. 保安業務を行うべき者の認識及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における原因には、他の液化石油ガスの取扱いから受託した保安業務に係る被消費者等の数を記載すること。

3. この用紙の大きさは、日本工業規格A4すること。

監査

保安業務実施状況報告
様式2現行
第 132 条（報告）関係

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名、
認定番号
住所

法定監査ガスの保安の概況及び取扱い適性に照査する法規監査規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2. 保安業務実施状況

事業所の名稱

事業所の所在地

保安業務資格者の数 人

保安業務の区分 人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準的な範囲）を定める告示第9号通商産業省告示第1

22号 第2項に規定する数

保安業務実施状況に記載した数 保安業務を行なへた数

当該事業年度に保安業務を実施した数

1. 供給開始時点後・調査

2. 容器交換等供給設備点検

3. 定期供給設備点検

4. 定期消費設備點検

5. 調査

6. 緊急時対応

7. 緊急時連絡

3. 变更よりは構成員の変更の内容

変更の内容

変更の内容

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1. 定期消費設備點検の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は休憩のため不在日におけるが、不在日調査が実施できない、被消費者等の数を記載すること。

2. 保安業務を行うべき者の認識及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における原因には、他の液化石油ガスの取扱いから受託した保安業務に係る被消費者等の数を記載すること。

3. この用紙の大きさは、日本工業規格A4すること。